

平成18年1月24日

於：千葉県自治会館

6階大ホール

第5回都川流域懇談会議事録（速記録）

（議事のみ）

千葉県

目 次

1. 開 会	1
2. 挨 拶	1
3. 座長挨拶	1
4. 議 事	2
4-1 議事（1）第4回都川流域懇談会の意見要旨	2
4-2 議事（1）に関する質疑	3
4-3 議事（2）二級河川都川の整備状況	4
4-4 議事（2）に関する質疑	6
4-5 議事（3）都川総合親水公園（仮称）の整備状況	7
4-6 議事（3）に関する質疑	9
4-7 議事（4）都川住宅市街地基盤整備事業の事業再評価	11
4-8 議事（5）坂月川都市基盤河川改修事業の事業再評価	15
4-9 議事（4）及び議事（5）に関する質疑	19
5. 報告事項	27
5-1 報告事項（1）太田堰周辺旧河川エリア保全に向けて	27
5-2 報告事項（2）洪水時の雨量・水位の情報提供	29
5-3 報告事項に関する質疑	32
6. 閉 会	34

1. 開 会

開会及び配布資料の確認 <省略>

2. 挨 拶

千葉地域整備センター早川所長の挨拶 <省略>

3. 座長挨拶

高橋座長の挨拶 <省略>

4. 議 事

4-1 議事(1) 第4回都川流域懇談会の意見要旨

【事務局(片岡)】 千葉地域整備センター調整課の片岡です。「第4回都川流域懇談会の意見要旨」についてご説明いたします。

お手元の資料1をご覧ください。主な意見を8件掲載いたしまして、右側に、現時点におけます回答を記載いたしました。

まず 1 ですが、これは先月お亡くなりになられました中居委員から出されておりました要望で、六方都市下水路の名前を粹な名前に変えてほしいというのですが、千葉市のほうで新たな名称を設定すべく市民からの公募を終了して、現在選定中ということでございますので、私の説明が終了した後に、千葉市のほうから補足説明をさせていただきます。

次の 2 から 6 の意見につきましては、この後、議事の(3)で説明いたします都川総合親水公園に関するご意見です。回答は記載のとおりですが、詳細につきましては、「都川総合親水公園の整備状況」の報告の中でご説明いたします。

7 及び 8 の意見につきましては、やはり本日の報告事項(2)にございます「太田堰周辺旧河川エリアの保全に向けて」に関するご意見です。これにつきましても、報告事項の中で保全に向けての基本方針として、記載の回答を含めまして一括してご説明させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「第4回都川流域懇談会の意見要旨」の説明を終わります。

4-2 議事(1)に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局から説明がありましたが、このことにつきまして、何かご意見等がありましたらお願いいたします。どうぞ。

【事務局(山本)】 千葉市都市河川課長の山本でございます。先ほどの意見の 1、六方都市下水路の名称につきまして、ご説明いたします。

資料1の回答にもございますように、六方都市下水路は葎川上流にございまして、水質の改善や緑道の整備を進めまして、貴重な水辺空間として近隣の皆様に親しまれております。単に排水路の機能だけでなく、今後さらに市民の皆様方とともに良好な水辺空間を形成し、多くの方々から親しみを持っていただけるよう期待いたしまして、新たな名称を昨年の12月1日より12月20日まで、市役所、各区役所、千葉市のホームページなどによりまして広く募集いたしましたところでございます。その結果、500件を超える応募がございました。大変ありがとうございました。

名称の決定につきましては、ご応募いただきました名称の中から、地元の皆様や学識経験者などで組織します六方都市下水路名称選定委員会で決定いたしまして、2月下旬には皆様方に公表する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

【高橋座長】 ありがとうございます。ほかに。

それでは、議事の(2)のほうに入らせていただきます。「二級河川都川の整備状況」について、事務局のほうからお願いいたします。

4-3 議事(2) 二級河川都川の整備状況

【事務局(篠原)】 千葉地域整備センター建設課の篠原と申します。よろしくお願いいたします。

議事(2)「二級河川都川の整備状況」についてご報告いたします。

まず初めに、皆様のお手元にお配りしました図面ですが、片面に都川水系河川概要図ということで、河川改修計画について取りまとめております。裏面は都川水系河川情報図ということで、流域の環境に関する情報を取りまとめたものでございます。

それでは、パワーポイントによりご説明いたします。都川は流域面積が約72平方キロメートル、流域はすべて千葉市内です。ここに立会橋という橋があります。都川はこの立会橋を境に大きく変わっています。下流部は、市街地を流れるいわゆる都市河川、上流部は周辺に水田、湿地、山林等を持つ自然環境豊かな河川です。一昨年3月に開催した第3回都川流域懇談会において、皆様に取りまとめていただきました河川整備計画でございますが、整備の対象期間は概ね20年間となっております。都川、支川都川、坂月川の各河川改修と支川都川合流点に設置する多目的遊水地によりまして、都川本川については、河口から坂月川合流点までは、1時間最大雨量70ミリ程度の降雨に対して洪水被害が生じないようにいたします。坂月川合流点から上流の都川、支川都川、坂月川については、1時間最大雨量で53ミリ程度の降雨に対して洪水被害が生じないようにいたします。河川工事の際は、動植物の生息、生育環境、また親水性の向上に配慮することとしております。

次に、河川工事の実施状況についてご説明いたします。

まず、河川改修の状況でございますが、河口から坂月川合流点まではおおむね護岸工事が完了しております。残っていましたが新旭橋から水源橋までの河道掘削約500メートルにつきましては、平成17年度に完了いたしました。今後は、支川都川合流点から上流の河道掘削や築堤工事等を実施してまいります。

次に、多目的遊水地の整備状況でございますが、遊水地の計画面積は約42ヘクタールでございます。外側の青い線の内側です。都川の整備計画では、右岸、左岸の遊水地を合わせまして14万2,000立方メートルの洪水調節容量を確保する計画でございます。現在、右岸側から整備を進めておりまして、排水樋管、越流堤が完成し、周囲堤が概ね完成しております。残る遊水地内の掘削工事につきましては平成16年度から実施しており、

引き続き早期に計画貯留量が確保されるよう整備に努めます。なお、遊水地整備に当たりましては、左岸計画区域内に残っています旧河川部は極力保全していくこととしております。

以上で整備状況についての説明を終わります。

4-4 議事（２）に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局のほうから説明がありましたが、何かこのことについてご意見、あるいはご質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、続きまして議事の（３）、「都川総合親水公園の整備状況」について、事務局のほうからお願いいたします。

4-5 議事（3）都川総合親水公園（仮称）の整備状況

【事務局（小谷）】 千葉市緑政課の小谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「都川総合親水公園の整備状況」についてご説明させていただきます。

最初に事業の概要です。千葉市は都川治水対策の一環として、千葉県が整備している都川多目的遊水地を有効活用し、千葉市緑と水辺の基本計画において、緑と水辺のふれあい拠点に位置づけられた総合公園の整備を行います。平成16年度は都川多目的遊水地の概略設計との整合を図り、公園の基本計画を策定いたしました。平成17年度は都市計画決定手続を進めており、都市計画決定後、都市計画事業の認可を得る予定です。平成18年度からは、国庫補助事業を導入した本格的な事業展開を図り、平成27年度までの概ね10年間で整備を行う計画です。

次に、今年度の都市計画の手続き状況ですが、7月から8月に素案の説明会及び素案の縦覧を行い、2名の方から公述の申し出がございましたので、9月10日に公聴会を開催いたしました。11月に都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提案はございませんでした。12月19日に開催されました千葉市都市計画審議会において原案どおり可決され、先日、平成18年1月17日に決定告示されました。なお、今年度中に都市計画事業の認可を得るよう作業を進めているところでございます。

次に、第4回都川流域懇談会における主なご意見と、その対応についてご説明させていただきます。

まず、公園の基本計画に対する主なご意見ですが、この地域にしかない植物や景観等に配慮した公園整備の検討、地域の文化や歴史を伝承できるような公園整備の検討、市民参加に配慮した公園の管理計画の検討、自然と人間、市民相互がお互いに調和した公園管理の検討、鳥類等の生息に配慮した公園施設の設置場所の検討、存置する旧河道の植生と周辺斜面林との連続性の確保などでございます。

次に、その対応でございますが、今後行います公園の基本設計、実施設計において、計画地の自然環境や景観等に配慮するとともに、地域の文化や歴史を伝承できる公園を検討してまいります。公園の管理についても、市民ニーズに沿った管理を検討するとともに、市民の方々が管理にも参加しやすい公園づくりを検討してまいります。今後も関係機関や流域住民の方々と意見交換をしながら事業を進めてまいります。

「都川総合親水公園の整備状況」の概要につきましては以上でございます。

4-6 議事（3）に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局のほうから説明がありましたが、このことについて何かご意見等がありましたらお願いいたします。どうぞ。

【田中委員】 資料3の「都川総合親水公園の整備状況」の3に、補足していただきたいのですが、3の一番下に「存置する旧河道の植生（オニグルミ等）と周辺斜面林との連続性の確保。」とだけ書いてあると、何故かということがよくわかりませんので、ここはひとつ、ニホンリスの生息を確保するというで連続性の確保が必要であるということ補足しておいていただければと思います。よろしく申し上げます。

【事務局（小谷）】 わかりました。貴重なご意見ありがとうございます。

【高橋座長】 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【中村委員】 図を見る限り、非常に楽しそうで、自然保全にかなう公園かなというふうに思って期待しております。ただ、そういう配慮の中で、資料3で今、オニグルミの話がありましたが、その上にデンジソウとミズオオバコ等という記述があるのですが、デンジソウはここにあったのかなと思うのですが、これは確認されてここにあるのか。それとも、実はもう少し上流の祐左衛門橋の付近に、今は多分そこだけではないかなと思います。デンジソウは「田地草」と書いて、昔は田んぼの雑草だったのですが、今は非常に珍しい。千葉市では多分そこだけではないかと思うのです。旧河道が残っているところがありますが、それをこちらに移す計画とか、その辺はどうなのでしょう。

【事務局（小谷）】 昨年度もお話が出たのですけれども、この公園については、まだ公園計画地としての詳細な調査は行われておりませんので、河川の計画の中で周辺環境を調査した中での希少性のある植物等を、ここに名称を挙げさせていただきました。ですから、決して上流部にあるものを移植してそのまま持ってくるということを書いてあるわけではございません。ただ、現状環境の中にもそういったものがあるようであれば、保全していくような方向で考えております。

【中村委員】 わかりました。

【高橋座長】 よろしいでしょうか。

それでは、議事の（4）のほうに入らせていただきます。議事の（4）「都川住宅市街地基盤整備事業の事業再評価」及び議事の（5）「坂月川都市基盤河川改修事業の事業再

評価」の件につきまして、事務局で一括してご説明をお願いします。

4-7 議事(4) 都川住宅市街地盤整備事業の事業再評価

【事務局(篠原)】 千葉地域整備センター建設課の篠原です。よろしくお願いいたします。

議事の(4)「都川住宅市街地盤整備事業の事業再評価」につきまして、ご説明いたします。資料4に基づき、パワーポイントによりご説明させていただきます。

事業再評価について、まず簡単にご説明させていただきますと、社会的な背景として長引く景気の低迷、公共事業の予算の減少、また公共事業への国民の関心が高まってきております。このようなことから、情報の透明性の確保が求められております。また、国民の環境への回帰志向も強まってきております。こういう中で、国民の公共事業に対する意識の中に、環境への影響はどのようなのだろうか、それから、時代のニーズに合っているのだろうか、ほかの方法はないのだろうかという疑問が出てきております。こうした疑問にこたえるため、国土交通省では、公共事業を評価する仕組みを平成10年度に策定しております。

その対象事業の考え方ですが、1番目として、事業が採択されて5年経過しても工事が全く行われていない事業、2番目として、事業が採択されて10年経過しても継続中の事業、それから3番目として、再評価実施後5年が経過した事業、言いかえますと事業着手後10年経過した後は、5年ごとに見直していくということです。

それでは、なぜ河川整備計画をつくったばかりなのに、再評価をするのかということですが、例えば平成15年度に河川整備計画(案)が取りまとめられたとしますと、各河川事業というのは、昔から実施しております、平成6年度から実施している事業、あるいは平成12年度から実施している事業もあり、それぞれの事業に経過、歴史があるということです。河川整備計画が決まる前から実施されてきた事業についても、事業着手後一定期間が経過した事業は、個別の事業ごとに見直すべき点があるのか、確認する必要があります。

再評価のルール千葉県版は、国が決めている流れに沿ってつくられており、すべての公共事業について、千葉県県土整備部所管国庫補助事業再評価監視委員会で評価することになっています。ただし、河川事業やダム事業については、河川整備計画策定のための流域懇談会が設置されている場合、地域との密接な関係や計画策定段階からいろいろ議論して

いるなどの理由により、流域懇談会で審議することになっています。

それでは、どういう視点で再評価を行うかということですが、1から4までは再評価監視委員会の指定です。

1点目としまして事業の進捗状況、2点目として社会経済情勢等、3点目としましてコスト縮減、代替案の可能性、4点目として事業の投資効果について評価します。さらに、この流域懇談会では、整備計画との整合や、地域にとって役立つものかどうかという視点で審議を行います。最終的に懇談会の中で事業の継続か中止かという方向性を出していただき、その結果に基づき、河川管理者が事業の継続等について判断します。

今回提案させていただきますのは2件ございます。まず先に、県事業についてご説明させていただきます。

それでは、今回の対象事業をご説明いたします。平成3年度から実施しています都川住宅市街地基盤整備事業です。事業内容としては、支川都川合流点から大宮橋の区間、1,300メートルの河道整備及び計画面積約42ヘクタール、洪水調節容量14万2,000立方メートルの多目的遊水地を整備するものです。

再評価の視点1、事業の進捗状況についてですが、全体事業費は119億円となっております。事業期間は平成3年度から平成23年度までを予定しております。平成16年度までの投資額は約85億円です。事業の進捗率としましては、事業費ベースで71.5%となっております。今後残されている工事としては、左岸遊水地と支川都川合流点から大宮橋までの河道改修工事、青柳橋の架け替え、用地買収等です。

次に視点2、社会経済情勢等ですが、これは流域の状況を示したものです。赤い部分が市街地になります。平成10年時点を見ますと、流域の下流域を中心に市街化が著しく、人口・資産がかなり集中しております。市街化率については、昭和30年と平成10年を比較しますと、約40年間で40%高まり、現在53%となっております。

次に視点3、コスト縮減や代替案の可能性ですが、市街化が進み、新たな河道拡幅や治水施設の用地確保が困難な下流域にかわり、中流域の水田地帯に都川多目的遊水地を整備し、洪水をカットします。また、千葉市においても、調節池の整備等、流出抑制対策を講じるほか、民間開発への流域対策施設の設置指導を行うなど、総合的な治水対策を取り込んだ計画となっております。

続きまして、視点4、事業の投資効果です。投資効果につきましては、建設省治水経済調査マニュアル案に基づき算定しております。なお、事業費及び事業期間については、全

体事業で実施しており、他の河川事業も含めて算定しています。これは50年に一度発生する雨、時間雨量70ミリの雨が降ったと想定し、もし改修していなかったらどうなのだろうかということで、総便益を求めるために洪水による被害区域を設定しております。これが想定氾濫区域で275ヘクタール、想定氾濫区域内の家屋数は5,900戸程を想定しています。これに伴う被害ですが、家屋被害、家庭用品被害、農作物被害などの一般資産被害額が666億円、公共土木施設被害額が1,129億円、それから、営業停止損失や清掃などの間接的な被害として36億円程度、合計で1,831億円程度発生すると考えられます。事業実施による効果は、年平均被害軽減期待額で136億円となります。

総便益ですけれども、河川改修事業により発生する総便益(B)ですけれども、年平均被害軽減期待額を、事業期間である事業着手から事業完了までと施設完成後の評価期間として事業完了後50年間を計上し、平成17年度を基準に現在の価値で評価しております。そうしますと5,755億円となります。

総費用(C)は、建設費プラス維持管理費で、事業完了までは建設費プラス維持管理費が発生し、事業完了後50年間は維持管理費が発生します。算出した金額を現在の価値で評価します。建設費とその後50年間の維持管理費ですが、これまでの建設費プラス今後の建設費が812億円、維持管理費が102億円、総費用(C)は、現在価値で評価しますと914億円となります。

事業の投資効果B/Cですが、1以上あれば効果ありということで、今回の事業の総便益(B)は5,755億円、それに要する費用(C)は914億円、よってB/Cは6.3になり、事業の投資効果としては十分効果があると言えます。

そこで事務局の提案ですが、視点1の事業の進捗状況は71.5%、視点2の社会経済情勢等としましては、人口・資産が集中しており、万一浸水被害が発生しますと大きな被害が出るという懸念があります。視点3のコストの縮減及び代替案の可能性ですが、下流部の河道拡幅が困難であること、また遊水地につきましては、総合的な治水対策により計画しておりまして、現計画が最も妥当であると考えます。視点4の事業の投資効果、B/Cですが、6.3ということで効果は大きいと判断します。よって、事業を継続することが妥当としてご提案します。

なお、さらにつけ加えますと、視点5として、現在の事業は都川水系河川整備計画案に沿って進められています。また、視点6として地域への恩恵ですが、管理用通路の利用、遊水地の多目的利用など都市域における貴重なオープンスペースが永久的に保護されると

いった効果も見込めます。以上で説明を終わります。

4-8 議事（５）坂月川都市基盤河川改修事業の事業再評価

【事務局（石井）】 千葉市下水道局建設部都市河川課の石井と申します。引き続き坂月川につきましてご説明させていただきます。

前のスクリーンに出る画像と同じものが皆様のお手元にごさいます参考資料５に添付されておりますので、あわせてご覧ください。それでは、「坂月川都市基盤河川改修事業の事業再評価」についてご説明いたします。

最初に、再評価実施理由ですが、坂月川は暫定改修が平成５年度に完了し、その後休工していたため、国土交通省と協議をいたしまして、その結果、再開に向け再評価を実施すべきとのことから、今回実施するものでございます。

本日の説明内容ですが、で坂月川改修事業の概要を、では事業再評価の視点として、では事業の進捗状況を、では社会経済情勢等を、でコスト縮減案・代替案等を、で事業の投資効果についてご説明し、で事務局からの提案をさせていただきます。

それでは、まず坂月川改修事業の概要からご説明いたします。

坂月川的位置ですが、千葉市若葉区小倉町を上流端といたしまして若葉区太田町で都川に合流する流域面積８．０２平方キロメートル、延長２，９２６メートルの二級河川でございます。

坂月川の流域ですが、坂月川はその源を若葉区貝塚町の台地に発し、小倉台、千城台等の団地を含む小倉加曽利地区となっております。

坂月川改修事業の背景ですが、坂月川流域では急速な都市化による流出量の増加に伴う浸水被害がたびたび発生するようになりました。このため、昭和５０年度から都市小河川改修事業、現在の都市基盤河川改修事業でございますけれども、これによりまして整備を開始いたしました。しかし、本川である都川の整備が進捗していなかったため、流量の制約を受けまして、平成５年度に都川本川の能力に合わせ、時間雨量を３０ミリ、１．７年確率規模の降雨に対応する暫定改修を完了したところです。

しかしながら、浸水被害がたびたび起きておりまして、写真は平成１４年９月８日と１０月１６日の豪雨による桜木町の浸水の状況です。右側の写真が家屋の１階の窓の下まで水位が上がった状況を映しております。

この写真は平成１３年９月１１日の台風１５号による坂月川の溢水状況です。

このような状況から、坂月川を早期に整備再開することが求められておりますが、そのためには放流先である都川本川の整備進捗が必要になってまいります。都川本川の整備は休工した当時と比較いたしますと、大分進捗しております。そこで県と市で協議を行いまして、平成21年度までに坂月川の改修が再開できるように、都川本川の暫定整備を進めるとともに、坂月川は改修に向け、平成19年度から調査・設計等に着手することといたしました。

続きまして、坂月川改修事業の目的でございますが、整備目標を時間雨量53ミリ、10年確率規模に対応した改修を行うことによって、治水安全度の向上を図るとともに、下水道整備を進め、浸水被害の軽減を図るものです。

今後予定しております坂月川改修事業の内容ですが、主な実施内容として、河道掘削、樋管設置、遊歩道整備でございますけれども、現在のところ、平成19年度から調査設計を進めまして、その後、河道の工事、遊歩道整備を行い、平成24年度の完了を見込んでおります。以上が坂月川改修事業の概要でございます。

続きまして、の事業再評価の視点として、の事業の進捗状況からの事業の投資効果についてご説明いたします。

最初に、の事業進捗状況でございますが、お手元の資料5の1ページ、再評価実施事業調書にも記載されておりますので、前のスクリーンとあわせてご覧ください。お手元の調書では、中段の事業の進捗状況でございます。全体事業費の欄は、坂月川の将来計画である時間降雨70ミリ、50年確率規模の整備に必要な事業費を記載しておりまして、工事、用地、その他を合わせまして30億1,100万円でございます。

また、既投資額の欄は、橋梁架け替え、河道掘削等の工事や用地買収等を合わせた平成5年度までの投資額を合計したもので、18億100万円となっております。現在の進捗率は59.8%でございます。また、今回事業費の欄は、これから整備を進める10年確率時間降雨53ミリの整備に要する費用を示したもので、5億200万円を予定しております。

一番右の残事業費は、全体事業費から既投資額と今回事業費を差し引いたもので、10年確率規模の整備完了後、50年確率規模の整備をする際に必要となる事業費で、7億800万円となっております。

次に、の社会経済情勢等でございます。坂月川流域はJR都賀駅を中心に市街化が進展しておりまして、人口・資産が集中しております。

近年のゲリラ的集中豪雨等により、たびたび浸水被害が発生しているため、放流先となる坂月川の改修を進め、さらなる治水安全度の向上を図る必要がございます。

また、主な水害状況ですが、昭和57年8月の集中豪雨で床上13棟を含む39棟が、また平成14年9月の集中豪雨で床上12棟を含む44棟の浸水被害を受けております。

続きまして、 のコスト縮減案・代替案等でございます。整備手法としては、河道内掘削を行う方法と、調節池等の新たな施設整備が考えられますが、現状では、用地取得が完了し、堤体が完成していることから、最も経済的と考えられる河道内掘削による整備を進め、整備期間の短縮を図りたいと考えております。

続きまして、 事業の投資効果でございますが、河川事業における費用便益分析B/Cにつきましては、「河川砂防技術基準調査編」及び「治水経済調査マニュアル」に基づき分析をいたしますが、B/Cが1以上ならば効果が認められるとされております。この図面は、お手元の資料5の3ページにも添付されておりますので、前のスクリーンとあわせてご覧ください。この図面は、現在の河道に、流域内に10年確率規模、時間雨量53ミリの降雨があった場合の氾濫区域図を想定したものです。その結果37.8ヘクタールが浸水区域となり、149戸の家屋と5.57ヘクタールの農地が被害を受けると想定されましたが、河川改修によってこれらの被害が軽減されることとして総便益を算定しております。

総便益(B)は、浸水被害を受ける家屋等の一般資産や農作物の被害に、マニュアルに従い公共土木施設被害額、営業停止損失、清掃などの間接費を加えて算出したもので、想定被害額が14億4,700万円、年平均被害軽減額が2億1,700万円となりました。そして、求めた年平均被害軽減期待額を評価期間各年に計上し、現在価値化の上合計した結果、総便益(B)は44億1,600万円と算定されました。

また、総費用(C)は、今後予定している事業費と維持管理費の合計となりますが、それぞれ現在価値化の上合計した結果、事業費が4億2,700万円、維持管理費が4,800万円となり、総費用(C)は4億7,500万円と算定されました。

その結果、総便益(B)44億1,600万円を総費用(C)4億7,500万円を除いた費用対効果B/Cは9.30となりました。

ここで、事務局の提案をさせていただきます。

番目といたしまして、事業の進捗状況が、用地買収は完了し、全体で60%の進捗であること。流入先である都川本川が受け入れ可能となる予定であること。

社会経済情勢等として、流域内の市街化が進展し、浸水被害がたびたび発生している

ため、坂月川の改修を進め、治水安全度の向上を図る必要があること。

コスト縮減案・代替案等として、新たな施設整備等と比較し、現計画の河道掘削による整備が最も経済的であること。

事業の投資効果として、 B / C が9.30であり、治水投資が経済的に妥当であると判断されること。

これらを総合的に勘案して、事業の再開が妥当であると判断するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

4-9 議事（４）及び議事（５）に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局のほうから、議事の（４）及び議事の（５）について、一括して説明がありました。このことにつきまして、何かご意見等がありましたらお願いいたします。

【森谷（哲）委員】 坂月川愛好会の森谷です。今の話、さっきの話も一緒に含めてですけれども、洪水の問題がやっぱり河川ですから、いつもついて回ると思うのですが、私どもの会でも、雨水の貯留槽や浸透桝の普及を一生懸命行っているのですけれども、家庭で行う程度のものであれば、なかなかそんな雨水を貯めるということもできないのですが、公共施設といえますか、学校や公民館、その他公共施設で、積極的にもう少し雨水を再利用するとか、段階的に流すとか、そのようなことを、行っておられるのかもしれませんが、もっと大々的にやれないものかどうかと思います。そうすれば、少しは河川に流れ込む量も制限されてくると私は信じているのですが、いかがでしょうか。

【事務局（石井）】 千葉市では流域貯留浸透事業で、都川流域内の小・中学校の校庭を利用いたしまして、現在のところ、毎年１校なんですけれども、概ね５００立方メートル以上の貯留をするということで、国の補助金をいただき現在整備を進めているところでございます。

ただ、全体量といたしましては、今おっしゃったような、そう大きな量をためるということはできませんので、今後、学校等にかかわらず、いろいろなところに貯留施設を設けるような形で考えていきたいとは思っております。

【高橋座長】 よろしいですか。

【森谷（哲）委員】 はい。

【高橋座長】 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【中村委員】 要するに我々は何を見るかということなのですから、いろいろ計算した結果、今まで行ってきた事業というのは、費用便益費といえますか、非常にいいので、これからも行いますよ。それを、そうですかというふうに聞くという、趣旨はそういうことなのですか。ちょっとよくわかりません。お金の計算とかはいっぱいありましたね。よくわかりませんが、すごく被害額が大きくなるのを、今行っているような事業であれば、それは軽減されるから非常に大事な事業なので、それを今日提案したので、これ

を認めるとか、そういうことなのか。趣旨がよくわからないのですが。

【高橋座長】 今までどおり、計画年度までにできるようにこのまま継続していいか。それとも、こんなに長くかかるのでは、止めてしまえとか。

【中村委員】 そういうことですね。そういう責任があるということで今お聞きしました。

【高橋座長】 今まで説明したのは、経済的にも成り立つし、それから、相当進捗しているから、もう一息のところまで来ているから、このまま進めたいというのが事務局の意見であると、こういうことですね。

【中村委員】 そういうことですね。正直言ってお金の計算はよくわかりません。見ても、どこかの株価が暴落するのと、お金の計算というのは全く我々にもわかりませんが、要するに今までの状態を見させていただいて、数値的にそれをご信頼申し上げるということではないと思うのですね。

1つ、ついでにという言い方はよくないのですけれども、とりあえず祐左衛門橋あたりの事業をこれからしばらく進めていくということですね。あるいはもう一つ、坂月川を行うということですね。

【事務局(石井)】 そうです。多目的遊水地と坂月川をこれから行います。多目的遊水地につきましては、現在事業中なのですけれども、坂月川につきましては、平成5年度で一時休工していたのですけれども、平成19年度から再開に向けて今日お諮りしたということでございます。

【中村委員】 わかりました。とりあえず、私としてはご信頼申し上げて、行ってくださいということなのですが、1つ2つお願いというか、注文というものを述べさせていただきたいと思います。

これから上流まで行っていくという中で、実は今までも私、申し上げてきましたけれども、現河道といいですか、自然河道といいですか、そういうのが残っている部分がまだあります。それで、ぜひ洪水の問題を解消しながら、現風景でもあるし、自然の川の営みを見るのに非常に素晴らしいところがありますので、後で出る太田堰もその一つだと思いますけれども、そういうところが何力所かあります。祐左衛門橋のところとか、あるいは大草橋の少し下流ですかね。その辺をぜひ残すような形の治水対策を検討していただきたい。河道をうまく残すような形の治水対策をこれから詰めていっていただきたいということです。

それからもう一つは、都川中流域の祐左衛門橋の少し外れたところに、生き物の里計画というのを千葉市のほうが主体になって行っています。それは都川の水源地帯を守って、生き物をそこで守っていこうというような対策を今行っています。そのときに大事なものは、都川と上流域をつなぐということが非常に重要なのです。今は分断されているという状況がありまして、ぜひそういう周辺の、我々にとっては自然を守る、環境を守るような事業とリンクさせる。そういうところをこれからぜひ考えていながら詳細を詰めていくようお願いできないかなというふうに思います。

旧河道を残すというのと、近くのそういう自然保全型の事業と川をつなげるということ、その2つの事業なのですが、それをぜひお願いできればと思います。

【事務局(鈴木)】 お答えします。最初の旧河道を残すというご意見ですが、現在、この部分の築堤の実施設計を行っているところであります。そういう中で、都川の河川整備計画の中でも、都川の中に見られます動植物の生息とか生息環境を可能な限り保全するということがうたわれておりますので、やはりそういった精神で、可能な限り取り入れたいと思っております。

それから、2番目の里山の整備計画と都川の整備をリンクするということですが、これは、千葉市の関係部署と相談しながら検討していきたいと思っております。

【中村委員】 ぜひよろしく申し上げます。

【高橋座長】 どうぞ。

【小川委員】 土木的なことは全然わからなくて、大変申しわけないのですが、今、坂月川のところで、まだ水害の被害があるということ、そこで水害の被害をなくさなければいけないということで、新しく河道の掘削をということでよろしいでしょうか。そういう判断で、もう一回坂月川の河道掘削の工事を進めたいということで、再評価で事業がスタートしたということでよろしいでしょうか。

【事務局(石井)】 坂月川が現在、30ミリ程度の雨にしか耐えられない川であることが一つございます。坂月川が溢れますと、周りの農地とか、あと住宅が何軒かあるのですが、そちらが溢れることがございます。それから、坂月川につながっている下水道管がございしますが、そちらが管の能力はあるのですが、川が少し小さいために、管の能力全体を發揮できない状態になっている。川底より少し低い位置についているような状況がございまして、下水道管の能力を發揮させるためには川を拡げる工事が必要になります。

【小川委員】 では、坂月川は一応下水を受けている川ということになりますね。

【事務局(石井)】 そうですね。

【小川委員】 水害をなくすためには、河道を深く掘り下げるとい事業をなさっていて、そのために費用便益費を計算されて、9.3というのは、これはかなり高い数字なのではないでしょうか。

【事務局(石井)】 都川が6.3でございます、それほど高いというほどでもないと思います。仮にもっと人口とかが集積している場所になりますと、もっと高い数字になることもございます。

【小川委員】 ありがとうございます。これから私が言いたいことなのですけれども、実はこの案を一つしか示していただかなくて、先ほど流域全体の地下浸透とか、流域で水を受けるみたいな、そういうほかの代替案も含めて河道掘削とほかの事業との比較を、いわゆる何案かの水害をなくすためのプログラムがあって、それぞれの費用を計算して、大変なことだとは思うのですけれども、その費用と、それから、その周りの自然とか、あるいは人の営みとのバランスをとっていただいて、何案かをご検討いただくというのは難しいことなのではないでしょうか。

【事務局(石井)】 河川整備では、河道を拓げることが経済的にはやはりどうしても一番安い方法になりますので、そういった意味では、先ほどご提案のあった、貯留するというのも一つの方法ではあるのですが、今の流れとしては、河道が拓げられない場合にほかで貯留をして事業を進めていくと、そういった方法が多いので、今回も、先ほど少しコスト縮減のところでは触れさせてはいただいておりますけれども、基本的には川を拓げることが一番経済的であるというようなことで、事業としては進めることで考えております。

それと、付加価値として、先ほど申し上げたとおり、学校等の校庭を利用した貯留浸透事業というものも並行して進めまして、地下水涵養を含めた、そして治水効果も得られる事業も並行して進めているといった状況でございます。

【小川委員】 もう少し広くこの事業をとらえていただいて、例えばこっちはコストが少し高いかもしれないけれども、もっとトータルな流域のこと、流域の水循環を回復できるとか、そういう、少しお金はかかるけれども、自然環境がよくなるとか、人と川のふれあいができるとか、流域全体で見るとような計画をやっぱりご検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【事務局(石井)】 治水となりますと、毎秒何十立方メートルという水が流れますので、これを貯留してとなると施設が大規模になってまいりますので、洪水の際にはそういった

お考えというのはなかなかできないかとは思いますが、通常時には多量の水が流れるわけではございませんので、そういったときには自然環境に配慮した形の河川整備というものは、もちろん考えながら整備は進めたいと思っております。

【事務局(中橋)】 河川計画課の中橋と申します。今のご指摘は、いろいろな懇談会の方でも出ることがあるのですが、1つは、これは先ほど千葉市のほうからお話がありましたが、流域対策量として、将来にわたって担保できるものまで見込んだ計画をつくっております。あと、任意に貯留とか浸透をしていただくような家庭の枳ですね、そういうものも本来計画上見込めば、もう少し下げることができますが、担保性のないものは、とりあえず安全面の向上というほうに寄与するものとして数字上は見込まない計画で、今回つくっておりますので、将来的にも千葉市が管理するものまでを見込んだ計画で河川整備計画をつくっているというのがまず1点ございます。

それと、あと計画についても、先ほどの説明もありましたけれども、事業の進捗が大分進んできた中での再評価というような考え方がありますので、例えば坂月川についても、全く土地も買ってない、河川改修も一度も手をつけていないというような状況であれば、おそらくまだほかの視点というの、もしかすると出てくるのかもしれないのですが、用地のほうはすべてもう買ってしまっている。後は掘るだけということで、非常に安いコストで治水効果が得られる内容ではないかなと思われま。5年間で30ミリが50ミリに上がるというような計画になっていますので、おそらくいろいろな案を出しても、これ以上安い計画は、この坂月川ではないのではないかなと思われま。

一応事業の経過、都川もそうですが、いろいろな河川の改修というのは、過去からかなり続けてきた経緯の中で見直しをかけてきていますが、その時点時点で最善の案をとりあえず提案させていただいております。ただ、新規であれば、もう少しいろいろな提案を出させていただくこともできると思うのですが、もうここまで進捗が進んでいるということで、ご理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

【田中委員】 少し質問というか、私の記憶違いたと申しわけないのですが、都川の氾濫想定とか、それから、事業の再評価の調書なのですが、これは一応50年に一度という形で評価していますよね。整備状況を見ると、本河川整備計画の対象期間は概ね20年ということになっています。たしか遊水地のほうも、最初は53万立方メートルか何かで50年で、それが20年で14万2,000立方メートルになったということで、この辺の評価の仕方というのは、50年になればそれだけ費用対効果がよくなるとか、そうい

うこともあるのではないかと思うんですね。だから、20年と50年、私のほうの記憶が定かでないのですが、その辺の評価期間というんですか、20年ぐらいでやると、もう少し効果はないのかなという気がするのですが、教えていただければと思います。

【事務局(石井)】 では、先に坂月川の関係についてご説明させていただきますと、坂月川につきましては、10年に1回の雨が降った場合の浸水想定図をつくりまして、それでB/Cを算出しております。

【事務局(中橋)】 都川については、50分の1、将来規模においての浸水想定に対する工事費ということで、改修規模と被災規模ですか、その規模は一応あわせています。その中でどれだけの被害軽減ができるかということで金額を算出しています。

千葉市が10分の1、県が50分の1で、確率規模には相違があるのですが、そういうような形で整合はとらせていただいております。

【田中委員】 20年に一度というのはなかったのですか。

【事務局(中橋)】 20年というのは、今回目標として掲げる整備の期間ですね。千葉市の整備は、坂月川を10分の1規模、これが53ミリ相当ですので、坂月川はこの20年間で53ミリ規模まで行います。それから、本川については、河口から坂月川合流点まで、これが50分の1の改修規模になります。そのほかの支川は10分の1規模、53ミリ対応で河川に流入されてくる。そのような中で50分の1の雨が降ったときに、池の量が、将来53万立方メートルだったものが、未改修というか、10分の1規模の改修もしないところでは、河道の付近で若干氾濫等が起きますので、そういう効果を見込みますと、遊水地のところでは約14万立方メートルの容量で済むというのが50分の1計画になっています。

【田中委員】 ありがとうございます。

【湯浅委員】 坂月川について1点お尋ねいたします。先ほどの説明の中で、これは1ページですか、平成5年度までに暫定改修を終了したと記載されております。先ほどの説明で、19年度から24年度までというお話がございましたけれども、今、右岸のほうにプレートが張ってあり、数字を書いているものが等間隔に埋め込みされているのですけれども、これは何かの調査なのでしょうか。

それからもう1点、これは情報提供と申しましょうか、先日、10日前後にかかなり大きな雨が降りました。新聞やテレビなどでは、千葉市は70ミリと発表されたと思います。これは時間雨量ではなくて、その日の総雨量だと思いますが、後で、調べに行ったのでは

ないのですが、たまたまあそこを散歩していて、坂月川で1メートルから2メートルぐらいまで平常の水位より上がったと思います。それは、別に測ったわけではありませんが、そこに生えているヨシやススキやアシなどがなぎ倒されておりますので、それを見て2メートルぐらいまでは上がったのではないかと。

それからもう1点、都川のほうで第4浄化施設がございます。そこでもやはり2メートルぐらい上がった形跡がございました。これは参考までです。先ほどの坂月川の工事とプレートとの関係を教えてください。以上です。

【事務局(石井)】 先ほど申し上げましたとおり、坂月川の事業につきましては、平成19年度から環境調査に入るということでございますので、今現在、事業としては何も行っておりません。現地にありますプレートは、距離の測点につけました距離標になると思います。

【事務局(山本)】 補足説明をさせていただきます。河川の管理用通路に数字が書いていますのは、昨年の秋に草刈りを実施いたしましたときに、その距離、面積をはかるために印をしたものでございます。よろしくをお願いします。

【高橋座長】 ほかにございませんでしょうか。先ほども話がありましたが、20年というのは、河川事業というのは従来、着手すると、終わりが無いほど長くかかるので、計画を立てたら大体20年間で終了させましょうということで、一応20年という計画があります。それから、確率の50年とか、50分の1というのは、その施工期間とは関係なしに、どれだけの規模で改修を行うかというものですので、誤解がないようにお願いします。

それでは、本懇談会の意見として、都市住宅市街地基盤整備事業及び坂月川都市基盤河川改修事業について、今後とも継続することが妥当であると判断するというにいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【高橋座長】 それでは、そのようにさせていただきます。事業進行をよろしく願いいたしたいと思います。

本日の議事の点につきましては、これで終了いたしましたので、その後の報告、その他の進行は事務局のほうでお願いいたします。

【司会(上岡)】 高橋座長には長時間にわたっての議事進行、ありがとうございました。また、委員の方々にも熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございます。都川住宅

市街地基盤整備事業及び坂月川都市基盤河川改修事業については、本懇談会での継続が妥当であるとのご意見を踏まえ、最終的に事業者である千葉県及び千葉市が判断いたしまして、国に事業継続についての報告をさせていただきます。

次に、報告事項といたしまして、事務局より2件ほどご報告させていただきます。

進行は高見沢次長にお願いいたします。

【事務局(高見沢)】 千葉地域整備センターの高見沢でございます。私ども事務局のほうとしまして報告事項が2点ございますので、大変お疲れのところを恐縮ですが、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

1点目は、「太田堰周辺旧河川エリアの保全」、それから2点目は、「洪水時の雨量・水位の情報提供」、2点を一括してご説明させていただきたいと思います。それではよろしくお願いたします。

5. 報告事項

5-1 報告事項(1) 太田堰周辺旧河川エリア保全に向けて

【事務局(片岡)】 それでは、「太田堰周辺旧河川エリアの保全に向けて」の経過報告を千葉地域整備センター調整課の片岡のほうからさせていただきます。お手元の資料6とスライドを交えながら説明いたします。よろしくお願いいたします。

昨年度の懇談会におきまして、太田堰の保存等についてということで説明いたしまして、ご意見をいただいたところですが、主な意見を資料6の1に記述させていただきました。

また、3年ほどさかのぼりますが、太田堰周辺エリアの整備計画について、アドバイザー会議から意見をいただいておりますので、それを2に記述いたしました。ここでスライドのほうにご注目いただきたいと思います。太田堰周辺の現況をおさらいしてみたいと思います。

当該地域は都川の河口から約6キロ上流になります。旧河川エリアの区間といたしましては、約150メートルですが、下流の太田橋と上流の坂月橋の間につきましては、約400メートル程度となっております。旧河川エリアの北側につきましては休耕田となっております。対岸には太田橋から坂月橋方面に抜ける遊歩道が見られます。

これは、現存の植生図ですが、サワグルマは周辺の休耕田に広く分布しているようで、太田堰周辺におきましても、この南側の休耕田だけでなく、北側の休耕田にも春先には黄色い花を咲かせるようございます。また、オニグルミは小学生の校外活動の教材にもなっているようです。

さて、おさらいは以上にいたしまして、次に保全に向けての方針案についてご説明いたします。お手元の資料6の3をご覧くださいと思いますが、昨年度実施いたしましたアンケート調査の状況ですが、協力を申し出てくださった方は3名にとどまりましたが、これらの方々と連絡をとりまして、昨年11月1日の午後から現地に来ていただきまして、保全に向けての当方の考えと、保全維持管理の仕組みづくりについて説明を行った後に、周辺エリアを一緒に見て回りました。

保全に向けての基本方針につきましては、スライドをご覧くださいと思いますが、旧河川の清掃を行い、現状の水辺自然環境をそのまま保全する。周辺整備については、地

域の方々の提案を踏まえ、最小限とする。提案がなければ現状のままといたします。保全・維持管理等の活動は、地域の方々と行政の共同連携で進める、以上の3項目といたします。

次に、保全の仕組みづくりでございますが、全国的に事例が多くなってきておりますアダプトプログラム、いわゆる公共事業の里親制度の仕組みづくりを進めております。保全・維持管理活動に参加してくれる地域のボランティアグループに、太田堰周辺のエリアをお預けし、保全・維持管理活動を主体的に行っていただきます。行政の役割は、清掃道具などの資機材や原材料の提供、ボランティア保険への加入、ボランティアグループの社会貢献活動をアピールすることなどを目的としたサインボード、いわゆるPR看板の設置、それから、回収したごみの処理などを担当いたします。

ボランティアグループの募集の状況でございますが、お手元の資料6の2ページ、4及び5をご覧くださいと思いますが、協力を申し出てくださった3名の中に、「北大宮台自然と環境同好会」という地元の自然愛護団体の方がおられまして、当日来られなかった当人に代わりまして、会長さんと同会の3名の方々が参加していただきましたが、その際に、同会の参画を打診いたしました。後日、同会の会長さんからお電話をいただき、前日の月例総会で太田堰周辺の保全・維持管理について、会員の賛同が得られたので、会として引き受けてもよいとの回答をいただきました。目標といたしましては、今年度内に合意書の締結を行いまして、新年度4月からの都川アダプトの活動開始を目指しております。

以上で、太田堰周辺旧河川エリアの保全に向けての経過報告を終了いたします。

5-2 報告事項(2) 洪水時の雨量・水位の情報提供

【事務局(中橋)】 続きまして、「洪水時の雨量・水位の情報提供」ということでご説明させていただきます。

資料につきましては、資料7と参考資料7の説明用スライド資料になっておりますので、前の画面をあわせて確認していただければと思います。

内容は、先ほど高橋座長のほうからお話がありましたが、近年大きな災害が結構発生しております。特に平成16年に大きな災害がありまして、その結果、水防法という法律の一部が改正されております。それを受けて、千葉県ではどのように対応しているのかというようなお話をさせていただこうかと思っております。

まず、平成16年の災害の教訓です。平成16年7月に新潟、福島の高雨災害から始まって、全国各地に台風が10回も上陸したという年になり、いろいろな所で大きな災害が発生しております。特徴は、局地的な集中豪雨によって、大きな河川ではなく、県が管理するような中小河川が激変したというようなことがありました。そのような状態の中で、市町村が避難勧告を行うのですが、その基準が不明確であったというようなこともあり、また、避難勧告を発令したにもかかわらず情報が届かないというような状態も発生したようでございます。このような中で、昼間の災害であっても、かなりの方が亡くなるという人的被害が発生しました。

これに対して、国のほうが中心となって対応策を検討してきまして、例えばある一定水位を超えた場合の水位を住民の方に公表していきましようというようなこと、それから、避難の目安となる水位を事前に決めておきましようというようなこと、それから、そういうような状態に至ったときに、どういうところに避難したらいいのか、どのように情報が流れてくるのかというようなことを事前に決めておこうと、こういうようなことが定まっております。これはどこに位置づけられたかという、水防法の中で位置づけられてきました。

今までこの懇談会の中では河川法という法律の中でいろいろお話しさせていただいたのですが、実は水防法というものも河川にとってかなり密接な関係がございます。実は河川改修というのは、この都川もそうなのですが、まだまだ時間がかかります。そういう改修が終わるまでというのは、今の堤防で洪水に耐えていかなければいけないという特徴があ

ります。また、たとえ改修が終わったとしても、その計画を超えるような大きな雨にはやはり対応できないというようなことで、水防活動というようなことが被害を免れるための手法としてあります。

水防の目的というのは、水防管理者の市町村、それから河川管理者、これは国や県なのですが、お互いに知恵を出し合って、車の両輪のごとく相互に補完し合って洪水に対して防御していく、それによって被害を軽減するというような目的を持った法律になっております。

いろいろ変わったのですが、大きく変わった3点だけご紹介いたします。

1つは水位の公表ということで、通常の水位と黄色で書いてありますが、この通常の水位から、雨が降りますと水位が上がってきます。警戒水位というものを事前に定めてありまして、大体これが川の半分ぐらいの水位なのですけれども、ここに水位が至った場合には、水位の状況を公開しなければいけなくなり、千葉県ではインターネットで今年の9月から公開しています。今まではiモードだけだったのですが、インターネットで10分観測値をリアルタイムに公開しております。

もう一つ、避難の目安となる水位を河川管理者が定めております。それは、特別警戒水位というものです。これは、すべての河川において決めるのではなくて、国民経済上、洪水によって重大な損害を及ぼす河川、都川はその河川になっています。県内で今13河川が水位情報を周知する河川として定められております。都川でも特別警戒水位というのを定めてありまして、河川水位が特別警戒水位を越えるような場合は千葉市に通知するとともに、必要に応じて報道機関に協力を求めて一般に周知しなければならないというふうになりました。この特別警戒水位を超えると浸水被害が発生する可能性が高まってくるというような水位です。

3つ目が洪水ハザードマップです。これは市町村がつくるものなのですが、要は河川管理者が定めた浸水想定区域図をもとに、避難場所、それから情報伝達等の情報を盛り込んで印刷物にしたものです。これは、都川のような重要な河川については作成することが義務付けられたというようなことです。

このような3つのことが変わってきまして、今、県としてはどういうことを行っているかといいますと、まず、都川だけを見ても、雨量観測所が5カ所あります。それから、水位観測所が3カ所あります。雨が降らないときは1時間に1回の観測データしかインターネットでとれませんが、県内1ミリでも雨が降りますと、これが10分観測データとして

データが更新されるようになりますので、雨が降るとその辺のデータがとれるようになります。

都川の水位はどこで判断するかといいますと、立会橋のところに矢作という観測所があります。ここで水位を5.22メートルに設定しておりまして、この水位を超えていくと、かなり都川は危険な状態になっているというようなことで、水防管理者である千葉市、それから、住民の方々にこういう連絡が伝わっていくような仕組みになっています。

これが千葉県雨量情報を提供している画面なのですが、WINCといい、県庁のホームページで河川計画課の中にありますが、探していくのは非常に難しいので、接続方法として、インターネットの検索サイト、GoogleやYahoo等からWINC2と入力しますと、最初に出てきますので、これをご利用いただければと思っております。

今後は、よりわかりやすく河川の横断図なんかを入れながら、システムをますます更新していこうかというふうに考えておりますし、来年以降は、準備ができればテレビ局とか、そういうところにも情報提供する方向にもやがてなっていくのではないかと考えております。以上、情報提供ということでご紹介いたしました。

5-3 報告事項に関する質疑

【事務局(高見沢)】 ただいま事務局より、報告事項につきまして一括して説明がありましたけれども、このことにつきまして、何かご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

【小川委員】 すみません。2点あります。洪水の情報提供の話なのですが、いわゆる情報弱者の方への配慮ということで、その方への配慮もぜひお願いしたいなと思います。インターネットを見る人は多くなっていますけれども、まだそこまで見られない方もいらっしゃると思いますので、なるべくいろいろなルートで情報が流れるようお願いしたいと思います。

2点目、太田堰なのですが、アダプト制度ということで、それにこたえてくださる環境保全団体があったということで、大変すばらしいことだと思いました。今後、このアダプト制度の導入のところで、開かれたアダプト制度の導入もご検討していただきたいと思います。というのは、1つの団体がここで責任を持ってやるといいのですが、私たちも入れてとか、私たちもやりたいという方が排除されないように、開かれたシステムの運営にしていきたいなと思います。以上です。

【事務局(中橋)】 まず情報弱者の関係ですが、これについては、今、内部のほうで調整しておりまして、準備ができれば、テレビ、ラジオ、こちらのほうにも情報提供をしていくような形で検討しております。内部調整ができれば、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

【事務局(片岡)】 今、小川先生のほうから、開かれたアダプト制度ということで非常に貴重な御意見をいただきました。今回、3名の方が協力を申し入れてくださったという報告を差し上げたのですが、ほかの2名の方というのは、その会の方ではありませんので、それにつきましては、今後、またお話し合いをさせていただくようになると思いますけれども、その会と一緒に活動できるように、我々のほうも配慮させていただきたいなと思いますし、今後も、参加したい人を排除するようなものではない仕組みづくりをしていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をお願いしたいと思っております。

【中村委員】 私も太田堰のことでちょっとお願いというか、質問というか、今、太田堰の河川だけではなくて、周りの、例えば今説明のあったサワグルマの群落とか、それか

ら、近くに弁天様があるというようなお話がありましたけれども、そういうものもあわせてこの中で支援をするというような形を考えてよろしいのでしょうか。ボランティアの方というのは河川エリアだけ草を刈って、他はどうでもいいよということではないと思うのですが、その辺はどうか。

【事務局(片岡)】 今回、基本的には河川エリアをお願いするように考えておりまして、周辺の民有地につきましては、千葉市の環境保全推進課などと連携して進めていくようにはしていきたいと思えます。

【中村委員】 ぜひよろしく願いいたします。ちなみに、私、何回かしゃべったので、聞いた方もいらっしゃるかと思うのですが、船橋市の木戸川の河川改修の際に、河川改修エリアではないのですが、弁天様が、実は私の実家の上流のほうにあったので、流域という観点ではぜひそういうところも守るような形でお願いできないかということで、やはり今回のように住民の方もいらしゃったんですね。

それで、しばらくして行ってみましたら、以前は弁天様の周りはゴミだらけだったのですけれども、それが非常にきれいになって、鳥居が建ったり、お賽銭箱もできたのかな。周りの方がすごくきれいにされて、それは市が直接したわけではないということで、話し合いの中から、そういうものが大事にされたなということで、すごくうれしくなって、何回かこれはしゃべったのですけれども、それもたしか高橋先生が座長をなさった会議の席だったなと今思い出して、また改めて言わせていただきました。そういう文化財なんかもぜひ、流域という面では水神様、弁天様というのは水にかかわりますので、一緒にそういうボランティアの支援対象などにも入れていただければなと思えます。以上です。

【事務局(片岡)】 太田堰にも河川区域内の木の根元に弁天様がありますので、それが風化してなくなることがないようにしていきたいと思っております。

【川戸委員】 太田堰の関係にありますけれども、参考資料6の3ページの右上に、新設井戸というのがありますよね。これは、自噴井と違うのですか。

【事務局(片岡)】 保全地区の現況という、左上のものですか。

【川戸委員】 そうです。新設井戸となっていますね。

【事務局(片岡)】 これは、何年前になるかちょっとわからないのですが、当方で新たに掘った井戸というふうに聞いております。現状としては、この右側は今、自噴して流れているのですが、左側のほうは自噴してない状況ですので、掃除をすれば出てくるかどうかわからないですけど、これは後で掘ったもので、現地へ行けばパイプが入

っております。そういうものでございます。

【川戸委員】 要するに自噴井なのですか。それに該当するわけですね。

【事務局(片岡)】 自噴しております。左側のほうは今、自噴はしてないのですが、右側のほうは、水量は少ないのですが、水は出ております。

【川戸委員】 実は21日土曜日の新聞によりますと、上総掘りの技術ですか、これが国の重要無形民俗文化財に指定されていくという記事を見たのです。そうなると、かなり注目すべき、上総掘りによってこれはおそらく掘られたものだろうと思いますので、そういった意味で復元、あわせて保存できないものかどうかという気がするのです。もしそれが不可能であれば、近くなかなかいい自噴井がございますよね。農家ですけれども、ちゃんと矩形の枠で水を貯める施設をつくって、それから、水草も、藻ですか、そういったものが生えていますし、おそらく夏になると、スイカとか、トマトとか、そういったものを冷やしたのではないかと思われるような、そういう生活のにおいがするような施設があるのです。そういったものも、これは範囲外になりますけれども、何かやっぱり残せるものがあつたら残したいなという気がします。以上でございます。

【事務局(片岡)】 ここにある、2カ所の新設井戸と書いてあるものも、ちょっと掃除をして、また復活するようであれば、もちろん生かすつもりでありますし、今、太田橋の直上流になりますけれども、やはり河川区域内で結構水量も多く自噴しているものもありますので、そういうものはもちろん残していくつもりですし、結構、周辺でも自噴しているものが、おっしゃるとおりでございますので、そういうものはぜひ残していきたいと思っております。

【川戸委員】 よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

【事務局(高見沢)】 ほかにご意見ございますか。もしないようでしたら、私どもの報告事項としてはこれで終わらせていただきます。

6. 閉 会